

事業所における労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施状況

福田英輝 国立保健医療科学院 統括研究官

研究要旨

【研究目的】300人以下の事業所に勤務する健康管理担当者へのアンケート調査を通じて、歯・口腔の健康改善に向けた取組みの実態等、および労働安全衛生法に基づく歯科健診実施割合に関連する要因を明らかにする。また、令和3年労働安全衛生調査（実態調査）事業所調査票情報をもとに、地域ブロック別にみた労働安全衛生法に基づく歯科健診実施割合を確認する。

【研究方法】オンライン調査会社が保有するモニターのうち「300人以下」の事業者には勤務する健康管理担当者を対象に、2024年1月26日から同年1月29日までの4日間の調査を実施した。令和3年労働安全衛生調査（実態調査）事業所調査票情報の提供を受けて、労働安全衛生法に基づいた歯科健診の実施割合をブロック別に算出した。歯科健診の実施割合は、事業所規模ごとに還元倍率を算出し、還元倍率を用いて集計した結果を用いた。

【結果と考察】労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある事業所における歯科健診の実施割合は、事業所規模、および全国ブロック別に格差がみられた。また、オンライン調査結果によると、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施割合は、事業所の健康管理担当者の意識、および歯科保健事業への実際の取組みの姿勢に影響される可能性が示された。

事業所に対して歯科口腔保健の推進のための積極的な普及啓発を促すとともに、要因分析を可能とするさらなる研究の必要性が考えられた。

A. 研究目的

経済財政運営と改革の基本方針2023では、生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科検診の推進が明記された¹⁾。令和4年歯科疾患実態調査²⁾によると、この1年間に歯科健診を受診した者の割合は、全体で58.0%であるが、30歳から50歳未満の男性では小さいことが示されており、国民皆歯科健診の実現には、就労世代に対する歯・口腔の健康づくりを推進するための社会的環境の構築が喫緊の課題である。また、中小企業庁の報告³⁾によると、中小企業数は336.5万（2021年）であり、企業全体の99.7%を占めるとされている。中小企業における歯科保健活動の実施と充実は、「国民皆歯科検診」の推進には、とくに重要であると考えられる。

本研究の目的は、中小企業における健康管理担当者に対してアンケート調査を実施し、中小企業が提供する歯科保健活動の取組みの実態とその取組み姿勢について調査を行う。また、令和3年労働安全衛生調査（実態調査）のうち事業所調査の調査票情報の分析を通じて、地域ブロック別にみた労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施状況を

確認・検討することである。

B. 研究方法

【健康管理担当者へのオンライン調査】

マイボイスコム株式会社（プライバシーマーク使用許諾事業者：第10820137(10)号）が保有するモニターのうち、常勤の勤務者が「300人以下」の事業者には勤務する健康管理担当者を対象に、2024年1月26日から同年1月29日までの4日間に、合計1,141名の回答を得た。健康管理対象者とは、勤務する事業所において衛生管理者、安全管理者、あるいは衛生推進者等、勤務者に対する健康増進計画を担当している実務者と定義した。中小企業数は、都道府県別に大きな差がみられるため、都道府県別にみた中小企業数に比例して対象者数を割り当てた。全国を以下の6ブロックに区分し、各ブロックの中小企業数に応じて対象者数を割り当て、少なくとも1ブロックあたり最小100名となるよう抽出した。

1) 北海道・東北ブロック：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

- 2) 関東ブロック：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- 3) 北陸・信越・中部ブロック：新潟、富山、石川、長野、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
- 4) 近畿ブロック：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- 5) 中国・四国ブロック：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
- 6) 九州・沖縄ブロック：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

対象者の抽出は、スクリーニング設問「あなたはお勤めの事業所の健康管理担当者ですか」「あなたのお勤めの事業所の従業員数をお知らせください」の回答を求め、300人以下の事業所に勤務する健康管理担当者を抽出した。スクリーニング設問に対して約16,200人が回答し、うち1,141名を本調査の対象者とした（出現率：約7%）。

回答別にみた割合の検定には、カイ二乗検定を用いた。

（倫理面への配慮）

本調査は、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会にて審議・承認（NIPH-IBRA #23031）を得て、実施した。

【令和3年 労働安全衛生調査（実態調査）】

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）事業所調査票情報の提供を受けて、分析を実施した。事業所調査票情報については、統計法第32条に基づき提供申請を行い、2023年10月3日付けで承諾を得た。

分析にあたっては、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果を用いた。分析は、健康管理担当者へのオンライン調査と同じブロック別に集計を行った。また、ブロック別に、労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施しなければならない事業所における歯科健診の実施割合を比較した。

C. 研究結果

【健康管理担当者へのオンライン調査】

1. 回答者の属性

安全衛生管理者と回答したものが最も多く全体の30.3%であった。ついで衛生管理者28.7%、安全管理者27.6%であった（表1-1）。

2. 事業所の属性

1) 業種

勤務している事業所の業種については、サービス業が最も多く25.3%だった。ついで建設不動産業21.4%、製造業20.3%であった（表1-2）。

2) 事業所規模

事業所規模については、100人から300人が最も多く22.4%であった（表1-3）。

3) 健康経営優良法人

健康経営優良法人に認定されているとした事業所は27.2%であった（表1-4）。

3. 歯科口腔保健分野の取組み

1) 健康管理における歯科疾患の重要性

従業員の健康管理として歯科疾患は重要であるとした者は、75.4%であった（「大いに重要である」34.9% 「どちらかといえば重要である」40.5%）（表1-5）。

2) 労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施

労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務については「ない」と回答した事業所が59.4%と最も多かった。また労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施業務があり、かつ「実施した」と回答した事業所は22.0%であった。一方、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施業務があるにも関わらず、「実施していない」とした事業所は18.6%であった（表1-6）。

3) 歯・口腔の健康改善に向けた取組み

従業員に対して歯・口腔の健康改善に向けた取組みが「ある」とした事業所は、26.1%であった（表1-7）。

3) -1 具体的な取組み

歯・口腔の健康改善に向けての鳥見があるとした事業所のうち、具体的な取組みとしては、「安全衛生法に基づく歯科健診以外の歯科健診を事業所で実施している」とした事業所が最も多く36.2%であった（表1-8）。

3) -2 歯・口腔の健康改善に向けた取組みの意

思

歯・口腔の健康改善に向けての取組みが「ない」とした事業所のうち、今後の取組みの意思については、「すぐにでも取り組むことができる」3.8%

「どちらかといえば取り組むことができる」22.4%であり、約1/4の事業所において、歯・口腔の健康改善に向けた取組みの意思を示していた（表1-9）。

3) -3 歯・口腔の健康改善に向けた取組みができない理由

歯・口腔の健康改善に向けての取組みが「できない」あるいは「どちらとも言えない」と回答した者におけるその理由としては、「特に必要性を感じない」と回答した事業所が34.4%と最も多かった。ついで「予算が組めない」33.3%、「何から着手すればよいのか分からない」26.5%であった（表1-10）。

4. 法令に基づく歯科健診の実施状況

労働安全衛生法に基づいて歯科健診の実施義務が「ある」と回答した事業所（463件）のうち、歯科健診を「実施した」とした事業所の割合は、54.2%であった。

1) 事業所の従業員数区別にみた歯科健診

従業員数区分が「50～300人」の事業所における歯科健診の実施割合は、62.1%であった。一方、「1～9人」の事業所では、同割合は39.0%と有意に小さかった（表1-11）。

2) 健康経営優良法人の認定の有無別にみた歯科健診

健康経営優良法人の認定「あり」とした事業所における歯科健診の実施割合は、75.3%であった。一方、認定「なし」とした事業所では、同割合は33.2%と有意に小さかった（表1-12）。

3) 健康管理における歯科疾患の重要性の大きさに別みた歯科健診

従業員への健康管理における歯科疾患の重要として「大いに重要である」とした事業所における歯科健診の実施割合は、72.2%であった。一方、「どちらともいえない」「あまり重要でない重要でない」を合わせた事業所では、同割合は20.0%と有

意に小さかった（表1-14）。

4) 歯・口腔の健康改善に向けた取組みの有無別にみた歯科健診

歯・口腔の健康改善に向けた取組みが「ある」とした事業所における歯科健診の実施割合は、74.7%であった。一方、取組みが「ない」とした事業所では、同割合は36.2%と有意に小さかった（表1-15）。

【令和3年 労働安全衛生調査（実態調査）】

労働安全衛生調査（実態調査）の事業所調査票情報の提供を受け、事業所規模ごとに、復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

常用労働者10人以上の民営事業所において、労働安全衛生法に基づいた歯科健診の実施義務が「ある」とした事業所は、1.5%であった（表2-1）。

労働安全衛生法に基づいた歯科健診の実施義務が「ある」とした事業所の割合をブロック別にみると、北海道・東北ブロック1.9%、関東ブロック1.5%、北陸・信越・中部ブロック1.6%、近畿ブロック1.3%、中国・四国ブロック1.7%、および九州・沖縄ブロック0.8%であった（表2-2から表2-7）。

労働安全衛生法に基づいた歯科健診の実施義務が「ある」とした事業所における歯科健診の実施割合は、全国では42.7%であった。事業所規模別みた同割合は、100人以上の事業所規模ではいずれも80%以上であった。一方、「50～99人」では、同割合は65.1%、「10～49人」では16.9%であり、事業所規模が小さい事業所、とくに50人未満の事業所では小さいことが示された（表2-8）。

ブロック別にみた労働安全衛生法による歯科健診の義務が「ある」とした事業所における歯科健診の実施割合は、北海道・東北ブロック33.9%、関東ブロック35.5%、北陸・信越・中部ブロック38.3%、近畿ブロック38.9%、中国・四国ブロック74.5%、九州・沖縄ブロック74.6%であった。四国・中国ブロック、および九州・沖縄ブロックでは、歯科健診の実施割合は、他ブロックと比較して大きかった。とくに九州・沖縄ブロックでは、「10～49人」の小規模事業所においても、62.1%と高い割合を示した（表2-8）。

D. 考察

オンライン調査では、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務が「ある」事業所における歯科健診の実施割合は、54.2%であった。また、同割合は、事業所規模が小さい事業所、健康経営優良法人の認定がない事業所、従業員の健康管理として歯科疾患を重要視していない事業所、および歯・口腔の健康改善に向けた取組みを実施していない事業所において、有意に小さいことが明らかとなった。法令に基づいた歯科健診の実施割合は、従前から指摘されている事業所規模と関連することに加え、事業所の健康管理担当者の意識、および歯科保健事業への実際の取組みの姿勢に影響される可能性が示された。小規模事業所における法令に基づく歯科健診の実施割合を高めるには、歯・口腔の健康改善に向けた積極的な普及啓発活動を通じて、事業所全体への歯科口腔保健の推進に関する働きかけが重要であることが示唆された。

しかしながら、オンライン調査の回答には、偏りが大きいことも予想された。すなわち、法令に基づく歯科健診の実施割合は、令和3年労働安全衛生調査（実態調査）のそれ（42.7%）と比較すると大きかった。また、健康経営優良法人に認定されているとした事業所の割合は27.2%であり、極端に大きかった。これらのことから、今回のオンライン調査の対象者は、300人以下の事業所に勤務する健康管理担当者であったが、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある事業所、かつ従業員への健康管理に関する意識が高い事業所に偏っている可能性が高かった。

令和3年労働安全衛生調査（実態調査）の事業所調査票情報の分析においては、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある事業所における歯科健診の実施割合について、全国ブロック別の傾向が明らかになった。労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある事業所における歯科健診の実施割合は、全国では42.7%であり、事業所規模別に差異が認められた。とくに50人未満の事業所における歯科健診実施割合は、16.9%と小さかった。50人未満の事業所における歯科健診実施割合をブロック別にみたところ、九州・沖縄では62.1%と大きく、関東ブロックでは5.6%と小さかった。ブロック別の格差が生じた要因については明ら

【資料】

かではないが、オンライン調査結果で明らかとなったように、全体への歯科口腔保健の推進のための積極的な普及啓発を促すとともに、要因分析を可能とするさらなる研究の必要性が考えられた。

E. 結論

全国300以下の事業所に勤務する健康管理担当者へのオンライン調査、および労働安全衛生調査（実態調査）事業所調査票情報の分析を行った。その結果、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある事業所における歯科健診実施割合は、事業所規模、および全国ブロック別に格差がみられた。また、オンライン調査によると、労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施割合は、事業所の健康管理担当者の意識、および歯科保健事業への実際の取組みの姿勢に影響される可能性が示された。

事業所への歯科口腔保健の推進のための積極的な普及啓発を促すとともに、要因分析を可能とするさらなる研究の必要性が考えられた。

【参考文献】

- 1) 経済財政運営と改革の基本方針2023.
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf
- 2) 厚生労働省. 令和4年 歯科疾患実態調査結果の概要.
<https://www.mhlw.go.jp/content/10804000/001112405.pdf>
- 3) 中小企業庁. 中小企業の企業数・事業所数.
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html

F. 研究発表

1. 論文発表
特になし。
2. 学会発表
特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

特になし。

表 1-1 あなたの労働安全衛生管理上の立場は何ですか。

| | 度数 | % |
|-----------|------|-------|
| 統括安全衛生管理者 | 346 | 30.3 |
| 安全管理者 | 315 | 27.6 |
| 衛生管理者 | 328 | 28.7 |
| 安全衛生推進者 | 220 | 19.3 |
| 衛生推進者 | 169 | 14.8 |
| その他 具体的には | 96 | 8.4 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表 1-2 あなたがお勤めの事業所の業種は以下のうちのどれですか。

| | 度数 | % |
|-----------|------|-------|
| 医療福祉 | 103 | 9.0 |
| 製造業 | 232 | 20.3 |
| 卸売・小売業 | 144 | 12.6 |
| サービス業 | 289 | 25.3 |
| 建設・不動産業 | 244 | 21.4 |
| 運輸業 | 55 | 4.8 |
| その他 具体的には | 74 | 6.5 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表 1-3 あなたのお勤めの事業所の従業員数をお知らせください。

| | 度数 | % |
|----------|------|-------|
| 1-4人 | 209 | 18.3 |
| 5-9人 | 147 | 12.9 |
| 10-29人 | 218 | 19.1 |
| 30-49人 | 130 | 11.4 |
| 50-99人 | 181 | 15.9 |
| 100-300人 | 256 | 22.4 |
| 301人以上 | - | - |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表 1-4 あなたがお勤めの事業所は「健康経営優良法人」に認定されていますか。

| | 度数 | % |
|-------------------|------|-------|
| はい | 310 | 27.2 |
| いいえ | 785 | 68.8 |
| 個人事業主等のため申請対象外である | 46 | 4.0 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表 1-5 従業員の健康管理として歯科疾患（虫歯や歯周病）の重要性をどのように感じていますか。

| | 度数 | % |
|---------------|------|-------|
| 大いに重要である | 398 | 34.9 |
| どちらかといえば重要である | 462 | 40.5 |
| どちらとも言えない | 226 | 19.8 |
| どちらかといえば重要でない | 32 | 2.8 |
| 全く重要でない | 23 | 2.0 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表1-6 あなたがお勤めの事業所では、労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施しなければならない業務がありますか。業務がある場合は、労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施しましたか。

| | 度数 | % |
|-------------------------------|------|-------|
| 業務がある：労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施した | 251 | 22.0 |
| 業務がある：労働安全衛生法に基づく歯科健診を実施しなかった | 212 | 18.6 |
| 業務がない | 678 | 59.4 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表 1-7 あなたがお勤めの事業所において、労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の取組みで、従業員の歯・口腔の健康改善に向けて取り組まれていることはありますか。

| | 度数 | % |
|-----------------|------|-------|
| いいえ とくに取り組んでいない | 843 | 73.9 |
| はい 取り組んでいる | 298 | 26.1 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 1141 | 100.0 |

表1-8 あなたがお勤めの事業所において、労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の取組みとして、具体的な取組みの内容を下記の例から選択してください。

| | 度数 | % |
|---|-----|-------|
| 労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の歯科健診を、事業所にて実施している | 108 | 36.2 |
| 労働安全衛生法に基づく歯科健診以外の歯科健診を、歯科医療機関にて実施している | 97 | 32.6 |
| 歯科健診のための費用を（一部）補助している | 90 | 30.2 |
| 歯科健診のために出勤扱い・特別休暇を設定している | 58 | 19.5 |
| 自治体が発している歯周病検診を案内している | 65 | 21.8 |
| 歯科疾患に対する相談窓口を紹介している（地域産業保健センター／歯科医師会など） | 44 | 14.8 |
| 歯磨き等の口腔ケア情報を提供している | 84 | 28.2 |
| その他 具体的には | 1 | 0.3 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 298 | 100.0 |

歯・口腔の健康改善に向けた取組み「あり」とした 298 名が対象

表1-9 あなたがお勤めの事業所において、以下の具体例のような歯・口腔の健康改善に向けての取組みを

行うことが可能ですか。

| | 度数 | % |
|--------------------|-----|-------|
| すぐにでも取組むことができる | 32 | 3.8 |
| どちらかといえば取組むことができる | 189 | 22.4 |
| どちらとも言えない | 393 | 46.6 |
| どちらかといえば取組むことができない | 145 | 17.2 |
| 全く取組むことができない | 84 | 10.0 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 843 | 100.0 |

歯・口腔の健康改善に向けた取組み「なし」とした 843 名が対象

表 1-10 あなたがお勤めの事業所において、歯科疾患対策に「取組むことができない」「どちらとも言えない」と回答された理由は何ですか。

| | 度数 | % |
|-------------------|-----|-------|
| とくに必要性を感じない | 214 | 34.4 |
| 時間が取れない | 153 | 24.6 |
| 予算が組めない | 207 | 33.3 |
| 上長・経営層が許可してくれない | 63 | 10.1 |
| 何から着手すれば良いのかわからない | 165 | 26.5 |
| 相談するところがない | 81 | 13.0 |
| その他 具体的には | 5 | 0.8 |
| 無回答 | - | - |
| 合計 | 622 | 100.0 |

歯科疾患対策に「取組むことができない」「どちらとも言えない」と回答した 622 名が対象

表 1-11 労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施状況

| | 歯科健診の実施 | | 合計 |
|-----|---------|-------|--------|
| | あり | なし | |
| 回答者 | 251 | 212 | 463 |
| % | 54.2% | 45.8% | 100.0% |

労働安全衛生法に基づく歯科健診の実施義務がある者のみ分析

表 1-12 従業員数区別にみた歯科健診の実施

| | 歯科健診の実施 | | 合計 | p 値 |
|----------|---------|-------|--------|--------|
| | あり | なし | | |
| 1-9人 | 39 | 61 | 100 | <0.01 |
| | 39.0% | 61.0% | 100.0% | |
| 10-49人 | 76 | 68 | 144 | 100.0% |
| | 52.8% | 47.2% | 100.0% | |
| 50--300人 | 136 | 83 | 219 | 100.0% |
| | 62.1% | 37.9% | 100.0% | |
| 合計 | 251 | 212 | 463 | |
| | 54.2% | 45.8% | 100.0% | |

カイ二乗検定

表 1-13 健康経営優良法人の認定の有無別にみた歯科健診の実施

| | 歯科健診の実施 | | 合計 | p 値 |
|----|---------|-------|--------|--------|
| | あり | なし | | |
| あり | 174 | 57 | 231 | <0.01 |
| | 75.3% | 24.7% | 100.0% | |
| なし | 73 | 147 | 220 | 100.0% |
| | 33.2% | 66.8% | 100.0% | |
| 合計 | 247 | 204 | 451 | |
| | 54.8% | 45.2% | 100.0% | |

カイ二乗検定

個人事業主等のため申請対象外であるもの(12名)を除外した

表 1-14 歯科疾患への重要性別にみた歯科健診の実施

| | 歯科健診の実施 | | 合計 | p 値 |
|-----------------|---------|-------|--------|--------|
| | あり | なし | | |
| 大いに重要 | 151 | 58 | 209 | <0.01 |
| | 72.2% | 27.8% | 100.0% | |
| どちらかといえば重要 | 89 | 110 | 199 | 100.0% |
| | 44.7% | 55.3% | 100.0% | |
| どちらとも言えない+重要でない | 11 | 44 | 55 | 100.0% |
| | 20.0% | 80.0% | 100.0% | |
| 合計 | 251 | 212 | 463 | |
| | 54.2% | 45.8% | 100.0% | |

カイ二乗検定

表 1-15 歯口腔の改善に向けた取組みの有無別にみた歯科健診の実施

| | 歯科健診の実施 | | 合計 | p 値 |
|----|---------|-------|--------|--------|
| | あり | なし | | |
| あり | 162 | 55 | 217 | <0.01 |
| | 74.7% | 25.3% | 100.0% | |
| なし | 89 | 157 | 246 | 100.0% |
| | 36.2% | 63.8% | 100.0% | |
| 合計 | 251 | 212 | 463 | |
| | 54.2% | 45.8% | 100.0% | |

カイ二乗検定

表 2-1 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況 (全国)

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 27.9% | 22.9% | 5.1% | 68.3% | 3.8% | 100.0% |
| 500-999人 | 12.8% | 11.8% | 1.0% | 84.7% | 2.6% | 100.0% |
| 300-499 | 8.5% | 7.0% | 1.5% | 87.9% | 3.6% | 100.0% |
| 100-299 | 3.9% | 3.6% | 0.3% | 93.0% | 3.1% | 100.0% |
| 50-99 | 3.4% | 2.2% | 1.2% | 93.3% | 3.3% | 100.0% |
| 10-49 | 1.0% | 0.2% | 0.8% | 94.5% | 4.5% | 100.0% |
| 合計 | 1.5% | 0.6% | 0.8% | 94.2% | 4.3% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-2 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（北海道・東北）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|-------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 58.2% | 39.6% | 18.7% | 36.1% | 5.7% | 100.0% |
| 500-999人 | 13.0% | 13.0% | 0.0% | 87.0% | 0.0% | 100.0% |
| 200-499人 | 6.5% | 6.1% | 0.4% | 92.2% | 1.2% | 100.0% |
| 100-299人 | 3.3% | 3.1% | 0.2% | 95.5% | 1.2% | 100.0% |
| 50-99人 | 3.0% | 1.9% | 1.1% | 88.3% | 8.7% | 100.0% |
| 10-49人 | 1.6% | 0.3% | 1.3% | 94.7% | 3.7% | 100.0% |
| 合計 | 1.9% | 0.6% | 1.2% | 94.1% | 4.0% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-3 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（関東）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 16.6% | 14.9% | 1.6% | 79.5% | 3.9% | 100.0% |
| 500-999人 | 6.1% | 5.0% | 1.1% | 92.6% | 1.3% | 100.0% |
| 200-499人 | 6.8% | 5.0% | 1.9% | 86.9% | 6.2% | 100.0% |
| 100-299人 | 3.3% | 3.1% | 0.2% | 93.9% | 2.8% | 100.0% |
| 50-99人 | 4.4% | 2.2% | 2.2% | 94.0% | 1.6% | 100.0% |
| 10-49人 | 0.9% | 0.1% | 0.8% | 93.1% | 6.0% | 100.0% |
| 合計 | 1.5% | 0.5% | 1.0% | 93.1% | 5.4% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-4 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（北陸信越・中部）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 43.8% | 40.6% | 3.2% | 50.9% | 5.3% | 100.0% |
| 500-999人 | 22.4% | 20.6% | 1.7% | 71.6% | 6.0% | 100.0% |
| 200-499人 | 13.5% | 13.2% | 0.4% | 85.2% | 1.3% | 100.0% |
| 100-299人 | 2.8% | 2.8% | 0.0% | 92.5% | 4.8% | 100.0% |
| 50-99人 | 3.2% | 1.9% | 1.3% | 92.8% | 4.0% | 100.0% |
| 10-49人 | 1.1% | 0.1% | 1.0% | 96.1% | 2.8% | 100.0% |
| 合計 | 1.6% | 0.6% | 1.0% | 95.4% | 3.0% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-5 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（近畿）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|-------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 34.5% | 23.2% | 11.3% | 64.7% | 0.8% | 100.0% |
| 500-999人 | 7.9% | 7.9% | 0.0% | 90.2% | 1.9% | 100.0% |
| 200-499人 | 9.5% | 7.6% | 1.9% | 89.4% | 1.1% | 100.0% |
| 100-299人 | 4.0% | 3.1% | 0.9% | 95.1% | 0.8% | 100.0% |
| 50-99人 | 0.6% | 0.5% | 0.0% | 96.2% | 3.2% | 100.0% |
| 10-49人 | 1.1% | 0.3% | 0.8% | 94.1% | 4.9% | 100.0% |
| 合計 | 1.3% | 0.5% | 0.8% | 94.2% | 4.5% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-6 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（中国・四国）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 39.3% | 30.0% | 9.3% | 57.0% | 3.7% | 100.0% |
| 500-999人 | 22.7% | 21.7% | 1.0% | 73.7% | 3.7% | 100.0% |
| 200-499人 | 7.1% | 4.5% | 2.6% | 89.0% | 4.0% | 100.0% |
| 100-299人 | 9.7% | 9.6% | 0.1% | 89.8% | 0.5% | 100.0% |
| 50-99人 | 9.3% | 9.3% | 0.0% | 90.6% | 0.2% | 100.0% |
| 10-49人 | 0.6% | 0.2% | 0.4% | 95.1% | 4.3% | 100.0% |
| 合計 | 1.7% | 1.3% | 0.4% | 94.4% | 3.9% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表 2-7 事業所規模別にみた歯科健診の実施状況（九州・沖縄）

| | 歯科健診を実施 しなければなら い業務がある | | | 歯科健診を 実施しなけ ればならい 業務がない | 不明 | 合計 |
|----------|----------------------------------|---|------|----------------------------------|------|--------|
| | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施した | 労働安全衛 生法に基づ く歯科健診 を実施して いない | | | | |
| 1000人以上 | 17.0% | 13.5% | 3.5% | 77.7% | 5.3% | 100.0% |
| 500-999人 | 18.1% | 17.3% | 0.8% | 80.8% | 1.1% | 100.0% |
| 200-499人 | 7.9% | 6.1% | 1.8% | 88.4% | 3.7% | 100.0% |
| 100-299人 | 3.3% | 2.4% | 0.9% | 87.1% | 9.6% | 100.0% |
| 50-99人 | 2.2% | 2.0% | 0.1% | 95.8% | 2.0% | 100.0% |
| 10-49人 | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 95.6% | 4.0% | 100.0% |
| 合計 | 0.8% | 0.6% | 0.2% | 95.2% | 4.0% | 100.0% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

表2-8 地域ブロック別にみた歯科健診の義務があり、歯科健診を実施した事業所の割合

| | 全国 | 北海道・東 北 | 関東 | 北陸信越・ 中部 | 近畿 | 中国・ 四国 | 九州・ 沖縄 |
|----------|-------|------------|-------|-------------|--------|-----------|-----------|
| 1000人以上 | 81.9% | 67.9% | 90.1% | 92.7% | 67.3% | 76.3% | 79.3% |
| 500-999人 | 92.2% | 100.0% | 82.6% | 92.2% | 100.0% | 95.7% | 95.5% |
| 200-499人 | 82.4% | 93.2% | 72.7% | 97.3% | 79.9% | 63.6% | 77.5% |
| 100-299人 | 91.1% | 93.6% | 92.8% | 100.0% | 77.5% | 99.4% | 73.3% |
| 50-99人 | 65.1% | 63.0% | 49.8% | 58.8% | 93.7% | 100.0% | 93.9% |
| 10-49人 | 16.9% | 18.0% | 5.6% | 10.5% | 23.5% | 30.8% | 62.1% |
| 合計 | 42.7% | 33.9% | 35.5% | 38.3% | 38.9% | 74.5% | 74.6% |

事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。